

# 平成23年度第1回帯広市地域公共交通活性化協議会会議 次第

日 時：平成23年5月27日（金）午前10時00分～  
場 所：帯広市役所 10階第2会議室

- 1 開 会
- 2 議 事

## 報告事項

- (1) 平成22年度事業報告について
- (2) 平成22年度決算報告について
- (3) 平成22年度監査報告について

## 協議事項

- (1) 平成23年度事業計画（案）について
- (2) 平成23年度収支予算（案）について
- (3) 帯広市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

- 3 閉 会

## ※ 配付資料

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 平成22年度事業報告
- 資料3 導入実証実験路線の利用状況
- 資料4 平成22年度収支決算書
- 資料5 会計監査報告書
- 資料6 平成23年度事業計画（案）
- 資料7 平成23年度収支予算書（案）
- 資料8 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）
- 資料9 帯広市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

帯広市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
十勝バス株式会社	旅客事業本部長	長 沢 敏 彦	
北海道拓殖バス株式会社	業務部営業課長	小 森 明 仁	
毎日交通株式会社	専務取締役	千 葉 和 也	
大正交通有限会社	代表取締役	道 見 茂 美	
十勝地区バス協会	北海道拓殖バス株式会社取締役統括部長	中 木 基 博	
北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	前 田 英 司	
十勝地区ハイヤー協会	常務理事	塚 本 俊 二	
住民代表	帯広市町内会連合会副会長	齋 藤 雅 俊	
北海道運輸局帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	藤 田 雅 博	
	運輸企画専門官	佐 藤 彰 也	
北海道十勝総合振興局	地域政策部地域政策課主査	仁 平 寿 枝	
帯 広 市	商工観光部まちづくり担当調整監 商工観光部商業まちづくり課長 商工観光部商業まちづくり課経営支援係長 商工観光部商業まちづくり課経営支援係主任補	木 川 博 史 黒 田 聖 佐 藤 智 紀 滝 上 宏 美	

## 平成22年度事業報告

## ●地域公共交通活性化・再生総合事業

## 平成22年

- 1月26日 帯広市町内会連合会三役会議において、南北線、西地区縦循環バスのPR
- 2月24日 東こまどり町内会において南北線、西地区縦循環バス線のPR
- 3月4日 広陵連合町内会において、南北線、西地区縦循環バス線のPR
- 4月1日 地域公共交通活性化・再生総合事業計画変更認定  
平成22年度補助金交付申請
- 6月4日 国土交通省行政事業レビューにおいて「地域公共交通活性化・再生総合事業」  
廃止決定
- 6月7日 平成22年度第1回協議会開催
- 6月9日 広陵連合町内会において、西地区縦循環バスの体験乗車会を実施
- 6月11日 平成22年度補助金交付再申請
- 7月下旬 平成22年度補助金交付決定
- 8月10日 広陵連合町内会役員懇談会で南北線、西地区縦循環バスのPRを実施
- 9月16日 高齢者版環境問題教室開催（高齢者学級1年生 51名）
- 10月13日 環境問題教室開催 開西小学校（5年生2クラス 60名）
- 10月19日 環境問題教室開催 帯広小学校（5年生1クラス 36名）
- 10月21日 市内各高校におびひろマップの配布（9校 600部）
- 10月25日 環境問題教室開催 稲田小学校（4年生4クラス 139名）
- 11月6日～7日 OCTVで「実証実験路線現状について」の放送 ※9回繰り返し放送
- 11月18日 環境問題教室開催 西小学校（4年生2クラス 43名、5年生2クラス 41名）

## 平成23年

- 2月7日～17日 西地区縦循環バス線 沿線世帯のPR 1回目
- 2月8日～28日 西地区縦循環バス線 沿線世帯のPR 2回目
- 2月28日 平成22年度第2回協議会開催
- 3月28日 実証実験路線のバスマップの作成及び配布

● その他の事業

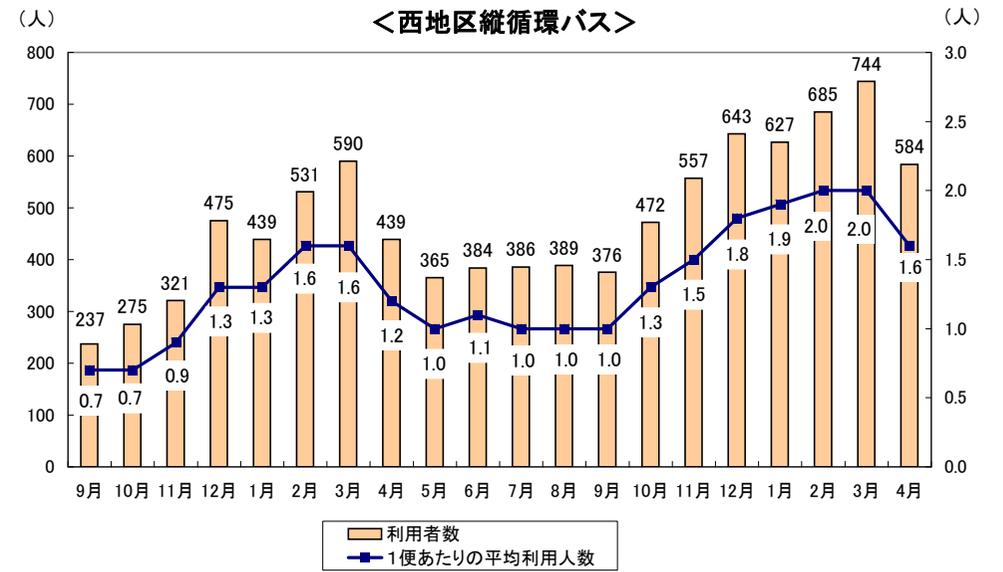
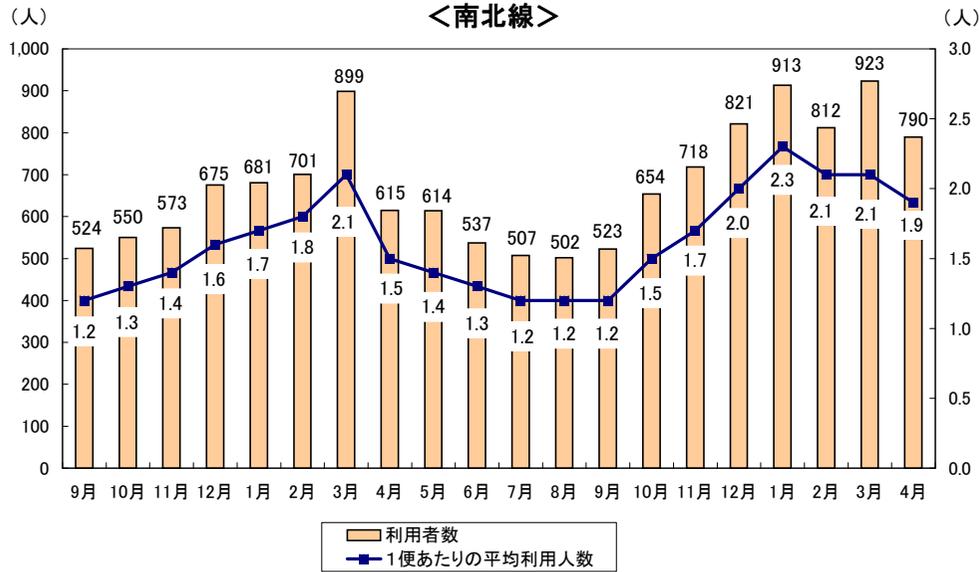
平成22年

- 6月7日～14日 おびひろバス交通パネル展示（市民活動交流センター）
- 9月16日 緑陽高校生とのバス利用に関する意見交換会 1回目  
（一部 NHK北海道クローズアップで放送 放送日:10/1）
- 10月1日～11月3日  
折り畳み式自転車レンタサイクル実証実験  
（北海道 一村一炭素落とし補助事業）
- 12月16日 緑陽高校生とのバス利用に関する意見交換会 2回目

平成23年

- 1月26日 緑陽高校において、生徒及び保護者を対象としたアンケート実施
- 2月8日 工業団地企業に対するノーカーデー及びバス利用のPR  
（六花亭製菓株式会社及びパナソニック電工帯広株式会社）
- 3月24日 緑陽高校生とのバス利用に関する意見交換会 3回目

実証実験路線利用状況(平成21年9月～平成23年4月)



年月		利用人数	1便あたりの平均利用人数	1日あたりの平均利用人数	運行日数	1便あたり平均利用人数増減(前月)	1日あたり平均利用人数増減(前月)	無料券利用枚数
H21	9月	524	1.2	17.5	30	-	-	-
	10月	550	1.3	17.7	31	0.1	0.2	-
	11月	573	1.4	19.1	30	0.1	1.4	-
	12月	675	1.6	22.5	30	0.2	3.4	-
H22	1月	681	1.7	24.3	28	0.1	1.8	-
	2月	701	1.8	25.0	28	0.1	0.7	-
	3月	899	2.1	29.0	31	0.3	4.0	-
	4月	615	1.5	20.5	30	△ 0.6	△ 8.5	-
	5月	614	1.4	19.8	31	△ 0.1	△ 0.7	-
	6月	537	1.3	17.9	30	△ 0.1	△ 1.9	-
	7月	507	1.2	16.4	31	△ 0.1	△ 1.5	-
	8月	502	1.2	16.2	31	0.0	△ 0.2	-
	9月	523	1.2	17.4	30	0.0	1.2	-
	10月	654	1.5	21.1	31	0.3	3.7	-
	11月	718	1.7	23.9	30	0.2	2.8	-
	12月	821	2.0	27.4	30	0.3	3.5	-
H23	1月	913	2.3	32.6	28	0.3	5.2	-
	2月	812	2.1	29.0	28	△ 0.2	△ 3.6	-
	3月	923	2.1	29.8	31	0.0	0.8	-
	4月	790	1.9	26.3	30	△ 0.2	△ 3.5	226
合計		12,742	1.6	22.4	569	-	-	226

年月		利用人数	1便あたりの平均利用人数	1日あたりの平均利用人数	運行日数	1便あたり平均利用人数増減(前月)	1日あたり平均利用人数増減(前月)	無料券利用枚数
H21	9月	237	0.7	7.9	30	-	-	-
	10月	275	0.7	8.9	31	0.0	1.0	-
	11月	321	0.9	10.7	30	0.2	1.8	-
	12月	475	1.3	15.8	30	0.4	5.1	-
H22	1月	439	1.3	15.7	28	0.0	△ 0.1	-
	2月	531	1.6	19.0	28	0.3	3.3	-
	3月	590	1.6	19.0	31	0.0	0.0	-
	4月	439	1.2	14.6	30	△ 0.4	△ 4.4	-
	5月	365	1.0	11.8	31	△ 0.2	△ 2.8	-
	6月	384	1.1	12.8	30	0.1	1.0	-
	7月	386	1.0	12.5	31	△ 0.1	△ 0.3	-
	8月	389	1.0	12.5	31	0.0	0.0	-
	9月	376	1.0	12.5	30	0.0	0.0	-
	10月	472	1.3	15.2	31	0.3	2.7	-
	11月	557	1.5	18.6	30	0.2	3.4	-
	12月	643	1.8	21.4	30	0.3	2.8	-
H23	1月	627	1.9	22.4	28	0.1	1.0	-
	2月	685	2.0	24.5	28	0.1	2.1	-
	3月	744	2.0	24.0	31	0.0	△ 0.5	-
	4月	584	1.6	19.5	30	△ 0.4	△ 4.5	93
合計		8,935	1.3	15.7	569	-	-	93



## 平成22年度 収支決算書

## 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増△減	備考
補助金	4,842,000	4,842,000	0	地域公共交通活性化再生総合事業費補助金 4,842,000円
負担金	7,852,000	7,852,000	0	帯広市負担金 6,852,000千円 十勝バス負担金 611,500円 拓殖バス負担金 388,500円
繰越金	1,000	810	△ 190	平成21年度からの繰越金
利息	0	236	236	普通預金利息
計	12,695,000	12,695,046	46	

## 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増△減	備考
需用費 消耗品費	13,482	13,322	△ 160	事務用品代
役務費 手数料	2,518	2,518	0	口座振替手数料
委託料	6,293,000	6,292,616	△ 384	南北線運行委託
	6,386,000	6,386,382	382	西地区縦循環バス路線運行委託
計	12,695,000	12,694,838	△ 162	

収入額 12,695,046円 - 支出額 12,694,838円 = 繰越額 208円

## 会 計 監 査 報 告 書

平成 22 年度帯広市地域公共交通活性化協議会の会計について、  
関係帳簿及び収入・支出証書の監査を行った結果、その処理  
がいずれも適正であることを認めます。

平成 23 年 5 月 11 日

監査委員 北海道十勝総合振興局 地域政策部 地域政策課

主査（地域政策） 仁平 寿枝

## 平成23年度事業計画（案）

1-1

### ● 路線バス導入実証実験運行（南北線）

帯広市内のバス路線は、特に西地区において、東西を並行して走る路線が多数存在する一方で、南北への移動が困難であるという問題がある。

そこで、前年度に引き続き、国立病院機構帯広病院－イトーヨーカドー帯広店を結ぶ南北線の導入実証実験運行を実施する。

<b>事業の概要</b>
連携計画に基づき、柏林台駅を経由し、国立病院機構帯広病院とイトーヨーカドーを起終点とする南北路線の実証運行を実施する。
<b>事業の目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯広西地区における、路線バスでの南北方向への移動を可能にする。</li> <li>・ 既存の充実した東西方向の路線との連結を考慮し、総合的なサービスレベル向上を図る。</li> </ul>
<b>事業の目標</b>
市民のニーズ、土地利用状況に合ったバス運行による、適切なバスネットワークの形成

### ■ 実証実験の概要

#### 【時 期】

:平成23年4月～平成23年8月

#### 【路 線】

:国立病院-柏林台駅-八中前-美術館前-イトーヨーカドー

#### 【便 数】

:14便(1方面7便)

#### 【系統キロ】

:8.4km

#### 【運賃見込】(区間制)

:1路線1便につき300円

(一人当たりの運賃 200円×1.5人)

国立病院発	イトーヨーカドー着	イトーヨーカドー発	国立病院着
6:28	6:55	7:00	7:29
8:18	8:45	8:50	9:19
10:18	10:45	10:50	11:19
12:18	12:45	12:50	13:19
14:18	14:45	14:50	15:19
16:28	16:55	17:00	17:29
18:43	19:10	19:15	19:44

表 時刻表（起終点のみ）

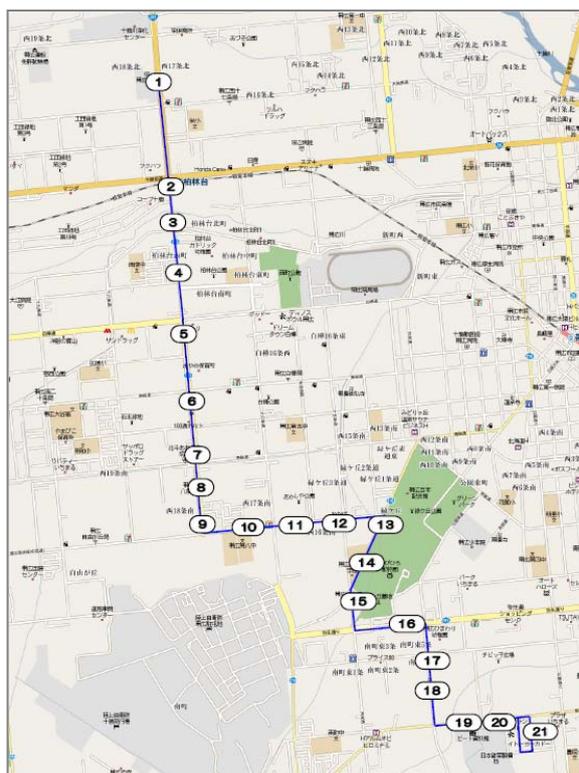


図 南北路線ルート

● 路線バス導入実証実験運行（西地区縦循環バス）

帯広市では、近年の都市構造や居住者の属性が変化してきたことなどの影響により、地域内での移動が顕著に増加している地域が存在している。

そこで、前年度に引き続き、西帯広地区における域内移動を可能にするため、西地区縦循環バスの導入実証実験運行を実施する。

事業の概要
連携計画に基づき、西地区における循環路線の実証運行を実施する。
事業の目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帯広西地区における、路線バスでの域内移動を可能にする。</li> <li>・ 教育施設や福祉施設、地域において主要な商業施設等に配慮した路線・バス停の配置を行い、コミュニティバスをイメージした路線を形成する。</li> </ul>
事業の目標
市民のニーズ、土地利用状況に合ったバス運行による、適切なバスネットワークの形成

■ 実証実験の概要

【時 期】

：平成23年4月～平成23年8月

【路 線】(循環路線/2方向)

：ドンキホーテ-フクハラいっきゅう店-100満ボルト-十勝勤医協病院-セイリョーいちまる-大谷高校-ドンキホーテ

【便 数】:12便(1方面6便)

【系統キロ】:11.9km

【運賃見込】:1路線1便につき240円

(一人当たりの運賃 200円×1.2人)

	北廻り	南廻り
1便	9:40	9:40
2便	10:40	10:40
3便	11:40	11:40
4便	13:40	13:40
5便	14:40	14:40
6便	15:40	15:40

表 時刻表

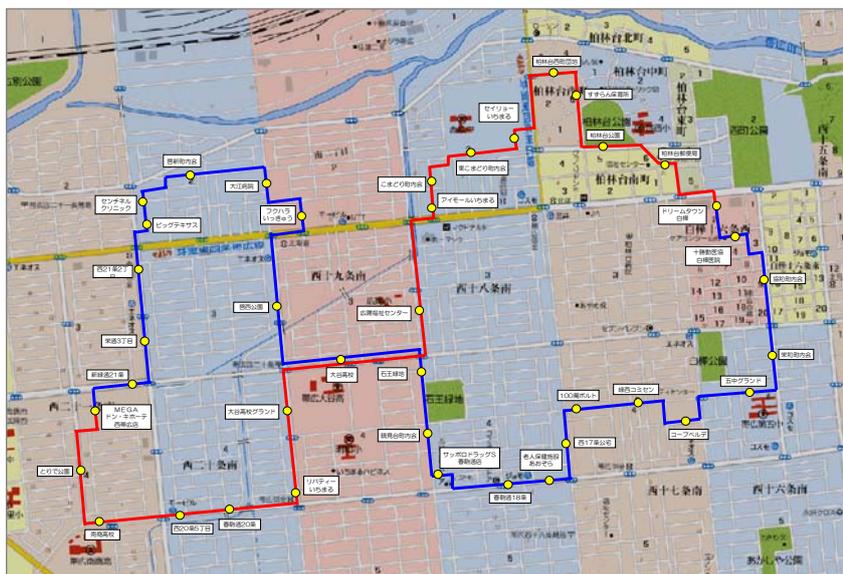


図 循環路線ルート

## ● 高齢者向けバスマップ及びバス利用パンフレット作成

帯広市内のバスマップは平成21年度に国のEST事業を活用の上作成した。作成にあたっては、ワークショップを開催し、バス事業者や行政はもとより、老人会や障がい者団体の代表の方にも参加いただき、掲載情報の選定や、ユニバーサルカラーの採用、レイアウトや文字の大きさ等にも配慮し作成したが、全路線の情報を網羅し情報量が多くなってしまったため、結果として高齢者にとっては見やすいバスマップとは言えない。

そこで、高齢者用に路線や施設等の情報を再選定し、文字の大きさ等にも配慮したバスマップを作成し配布することで、より一層の利用促進を図るもの。

また、これまで事業で実施した利用者アンケート等の結果から、バスを利用しない理由としてバスの乗り方や料金表の見方、バスマップや時刻表の見方など基本的な利用の仕方がわからない旨の意見が多く寄せられていることからバス利用の仕方等の情報を整理したパンフレットを作成し、利用の促進を図るもの。

<b>事業の概要</b>
高齢者を対象とした見やすいバスマップ及び利用パンフレットを作成、配布することでバス利用を促進する。
<b>事業の目的</b>
高齢者を対象とした見やすいバスマップ及び利用パンフレットを作成、配布することでバス利用を促進する。
<b>事業の目標</b>
バス利用促進

### ■高齢者用バスマップ作成概要

- 【時期】:平成23年9月～平成24年3月(予定)
- 【対象範囲】:市内バス路線(運行回数等による主な路線のみを抽出)
- 【部数】:10,000部
- 【配布】:高齢者学級や地域高齢者自主研修グループ等での配布を想定
- 【実施主体】:協議会によって選定された委託事業者

### ■バス利用パンフレットの作成概要

- 【期間】:平成23年9月～平成24年3月(予定)
- 【部数】:10,000部
- 【配布】:高齢者及び小学生向けの環境問題教室等を想定
- 【実施主体】:協議会により選定された委託事業者

### 3-2

#### ● ライフステージに応じた情報提供

市民ひとり一人のライフステージに合った情報提供を行うことで、バス利用の促進に繋げる。

具体的には、中心市街地等で開催される子ども向けのイベントや親子で利用できる施設の情報について、教育委員会との連携の下、小学校を通じて直接保護者に情報提供することにより、バス利用の促進を図る。

また、移動手段を持たない高齢者が自宅にこもりがちであるが、中心市街地等で行われる高齢者向けのサークル等の開催情報について、バス事業者が「かわら版」としてまとめ、こうした高齢者に直接情報提供することにより、バス利用の促進を図る。

<b>事業の概要</b>
連携計画に基づき、小学生、高齢者等を対象としたイベント等の情報を整理または企画する。
<b>事業の目的</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一様になりがちな市民への情報提供を、対象（ライフステージ）毎に適切に行う。</li><li>・ 適切な情報提供により、バス利用意図のスムーズな活性化を促す。</li><li>・ 特に、高齢者の外出行動を誘発する。</li></ul>
<b>事業の目標</b>
公共交通への理解・認知度向上、および公共交通利用意図の活性化による、公共交通での外出行動の増加

#### ■情報の選定概要

【選定期間】:平成23年5月(予定)

【対象】:小学生・高齢者が参加するイベント等

【実施主体】:協議会によって選定された委託事業者

#### ■実施概要

【時期】: ・高齢者 平成23年6月(予定) ※ 高齢者学級で配布  
・小学生 平成23年5月～(予定) ※ 環境問題教室で配布

### ● 公共交通をテーマとした出前講座の実施

帯広市では、高齢者の方々が社会活動への参加を通して、健康で楽しい生活を送るために、高齢者学級の運営を行っている。この参加者は、高齢者の中でも比較的活動的な人々であり、自動車の利用率も高い。つまり、バス利用促進策を展開することにより、過度な自動車依存からの脱却を促す必要性が大きいと言える。

また、将来ドライバーになりえる小学生に対しても、過度に自動車に依存しないよう今から適切な情報を提供する必要性が大きいと言える。

そこで、出前講座等を実施し地球温暖化や日常生活でのCO<sub>2</sub>の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル、バスの利用方法の説明や、自動車運転のリスク、過度な自動車依存による健康への障害などについての情報提供に加え、行動プラン法を用いたアンケート等を実施することで、過度な自動車依存から公共交通を利用する習慣への転換を促す。

<b>事業の概要</b>
連携計画に基づき、交通と安全や、交通と健康などの情報を整理し、プログラムを作成、実施する。
<b>事業の目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広市主催の高齢者学級、小学生を対象とした「環境問題教室」において、地球温暖化やCO<sub>2</sub>の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル等の情報提供を行う。</li> <li>高齢者についてはさらに自動車の危険性や健康増進に関する情報や公共交通利用のメリット等の情報を纏め情報提供を行う。また、行動プラン法を用いたアンケート等を実施することで、自動車利用の抑制及び公共交通への転換を促す。また高齢者にはワンコイン乗車券、小学生にはバスお試し無料乗車券を作成、配布し、バス利用の利用促進を図る。</li> <li>・継続的かつ効果的実施が可能となるように、プログラム（情報の選定・情報の提供方法等）の精緻化を図る。</li> </ul>
<b>事業の目標</b>
自動車に関する認識の変容、公共交通への理解・認知度向上による、自動車から公共交通への転換

#### ■高齢者

##### ・プログラムの作成概要

【時 期】:平成23年5月(予定)

【内 容】:1. 地球温暖化やCO<sub>2</sub>の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル等の情報提供、自動車による事故や健康への影響等に関する情報、公共交通利用のメリット等の情報提供  
(実施主体 帯広市、帯広運輸支局、株式会社エコ ERC)

2. ワンコイン乗車券、情報提供用チラシの作成  
(実施主体 協議会によって選定された委託事業者)

・プログラムの実施概要

【時 期】 :平成22年6月

【方 法】 :高齢者学級での実施

【実施主体】:帯広市、帯広運輸支局、エコERC、バス事業者

■小学生

・プログラムの作成概要

【時 期】 :平成23年5月(予定)

【内 容】 :1. 地球温暖化やCO<sub>2</sub>の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル等の情報提供

(実施主体 帯広市、帯広運輸支局、株式会社エコERC)

2. バス無料お試し券の作成、配布

(実施主体 協議会によって選定された委託事業者)

・プログラムの実施概要

【時 期】 :平成23年6月～(予定)

【方 法】 :各小学校にPRし、環境問題教室を開催

【実施主体】:帯広市、帯広運輸支局、エコERC、バス事業者

## 平成23年度事業実施スケジュール(案)

事業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬	上旬 中 下旬
実証実験(南北線)	●-----● 路線の運行											
実証実験(西地区縦循環バス)	●-----● 路線の運行											
高齢者向けバスマップ及びバス利用パンフレット作成	●-----● 作成											
	●-----● 印刷・配布											
ライフステージに応じた情報提供	●-----● 情報の選定											
	●-----● 高齢者に配布											
	●-----● 小学生に配布											
高齢者、小学生に対する公共交通をテーマとした出前講座の実施	●-----● プログラムの作成											
	●-----● プログラムの実施(高齢者)											
	●-----● プログラムの実施(小学生)											

## 平成23年度 収支予算書(案)

## 収入の部

(単位:千円)

項目	22年度予算額	23年度予算額	増△減	備考
補助金	4,842	4,276	△ 566	地域公共交通活性化再生総合事業費補助金 4,276千円
負担金	7,852	4,420	△ 3,432	帯広市負担金 4,000千円 バス会社負担金 420千円
繰越金	1	1	0	平成22年度からの繰越金
計	12,695	8,697	△ 3,998	

## 支出の部

(単位:千円)

項目	22年度予算額	23年度予算額	増△減	備考
需用費 消耗品費	12	9	△ 3	事務用品代
役務費 手数料	4	3	△ 1	口座振替手数料
委託料	6,293	3,266	△ 3,027	南北線運行委託 ※ 平成23年4月1日～8月31日までの5か月間
	6,386	3,441	△ 2,945	西地区縦循環バス路線運行委託 ※ 平成23年4月1日～8月31日までの5か月間
	0	1,003	1,003	高齢者向けバスマップ及び バス利用パンフレット作成
	0	416	416	ライフステージに応じた情報提供
	0	429	429	公共交通をテーマとした教育プログラムの 作成・配布
	0	130	130	バス停留所撤去費用
計	12,695	8,697	△ 3,998	

## 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

制定 平成20年2月25日

## （目的）

第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）連携計画の作成及び変更に関すること。
- （2）連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （3）その他協議会が必要と認められること。

## （協議会の構成員）

第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

	法の規定区分	関係機関名等
1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交運労協 北海道十勝支庁長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

## （協議会の運営）

第4条 協議会に会長をおき、地方公共団体の長又は職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は原則として公開とする。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、帯広市商工観光部商業まちづくり課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(監査)

第9条 会長は協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

2 監査委員は、会計監査の結果を協議会において報告する。

(財務)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月27日から施行する。

帯広市地域公共交通活性化協議会規則 新旧対照表

(現行)	(改正案)	改正内容									
<p>(目的)</p> <p>第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 連携計画の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3) その他協議会が必要と認められること。</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="208 1070 974 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>法の規定区分</th> <th>関係機関名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第6条第2項第1号</td> <td>市長又はその指名する帯広市職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第6条第2項第2号</td> <td>毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 十勝地区ハイヤー協会</td> </tr> </tbody> </table>		法の規定区分	関係機関名等	1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員	2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 十勝地区ハイヤー協会	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 (略)</p>	
	法の規定区分	関係機関名等									
1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員									
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 十勝地区ハイヤー協会									

		十勝地区バス協会
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交運労協 北海道十勝支庁長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長をおき、地方公共団体の長又は職員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 協議会は原則として公開とする。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、帯広市商工観光部商業まちづくり課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第4条 (略)

(事務局)

第5条 (略)

<p>(分科会)</p> <p><u>第6条</u> 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p><u>第7条</u> 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結</p>	<p><u>(会議)</u></p> <p><u>第6条</u> 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(分科会)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>協議会の会議に関する項目を追加した。</p>
--	--	---------------------------

果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(監査)

第8条 会長は協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

2 監査委員は、会計監査の結果を協議会において報告する。

(財務)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行する。

(監査)

第9条 (略)

(財務)

第10条 (略)

(協議会の解散等)

第11条 (略)

(その他)

第12条 (略)

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月27日から施行する。